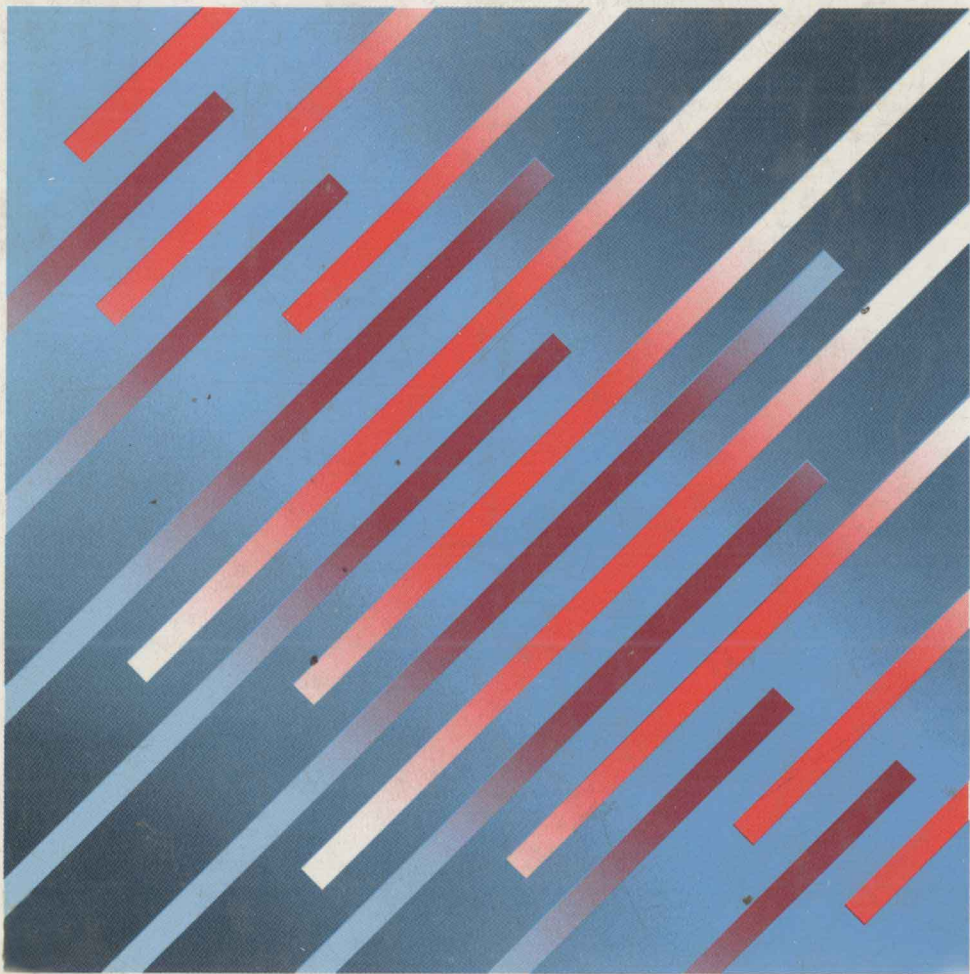


銀行の証券業務

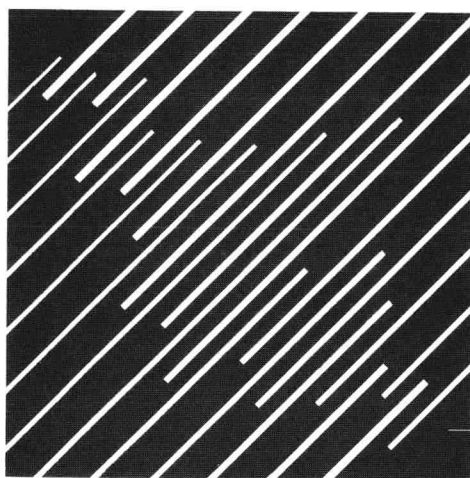
樋口 穰二 編



社団法人 金融財政事情研究会

銀行の証券業務

樋口穰二編



社団法人 金融財政事情研究会

〔編者略歴〕

樋口 穰二 (ひぐち じょうじ)

昭和5年 北海道に生まる。
昭和28年 東大法学部卒。同年三井銀行
に入行。
京橋・大阪各支店長代理，大
阪支店第一貸付課・梅田支店
各調査役，人事部研修所副参
事，五反田支店次長，東京支
店第一貸付課長，御堂筋支店
長，総務部長付兼調査部長付
参事，総務部長付参事，本店
第二営業部次長，池袋支店長，
本店公務部長を歴任。
昭和56年6月 証券部長に就任，現在に至る。

銀行の証券業務

定価 2,300円

昭和57年4月14日 第1刷発行



編者 樋口 穰二
発行者 戸部 虎夫
印刷所 奥村印刷株式会社

発行所 社団法人 金融財政事情研究会
企画・制作 株式会社 金融財政
電話 東京 (355) 2251 (出版事業部直通)

販売総代理店 株式会社 キンザイ
東京都新宿区南元町19 〒160
電話 東京 (358) 0011 (大代) 振替東京 8-155845

は し が き

昭和48年のオイル・ショックはわが国の経済・金融構造に大きな変化をもたらした。とりわけ、証券市場に与えた影響は大きく、高度成長経済から低成長経済への移行に伴い、マネーフローにおいて法人企業の資金不足が相対的に低下する一方、公共部門の資金不足が著増した結果、国債をはじめとする公共債の大量発行時代を迎えた。このため、公共債を中心として証券市場が著しく拡大し、金利の自由化と国際化も進展した。

このような環境変化のなかで、余裕資金を豊富にもつに至った法人企業は証券市場、短期金融市場に積極的に参加して資金の運用効率を高める一方、資金調達面でも時価発行増資、転換社債、外債などさまざまな調達手段を駆使し、有利な調達を図っている。

一方、近年高率インフレと高金利が続いているアメリカでは国民の金利選好がきわめて高く、これに呼応すべく証券会社が開発したMMFやCMA等の高利回り、高流動性商品が爆発的な売行きをみせ、銀行もMMCやSSCを開発して対抗している。また、預金金利の上限を定めたレギュレーションQの段階的撤廃を定めた1980年金融改革法が成立、小売業者やカード会社等の証券会社買収が続く一方、銀行も証券業務の原則禁止を定めているグラススティーガル法の改正を要求するなど、いわゆる金融革命が進行している。

このようなアメリカの動向がただちにわが国に波及するものでないにしろ、国際化が進展し、わが国投資家も金利選好を強めている今日、決して対岸の火事ではない。すでに証券会社は中国ファンドや新種の債券投資信託等を開発し、銀行も期日指定定期預金を発売しNCD流通の取扱いを活発化させるなど、企業あるいは個人の運

用・調達ニーズに応えるべく、新種商品、サービスの創設が活発である。さらに、海外 CP・CD や政府短期証券の取扱い等銀行・証券両業界の相乗り分野が拡大しつつあり、今後ますます競争が激化する様相を呈している。

このように、銀行と証券市場とのかかわりが急速に深まっているなかで、おりしも昭和57年4月より新銀行法、証券取引法の一部改正が施行される。このなかで銀行における証券業務の位置づけが明確化され、もはや銀行員にとって証券関係の知識の習得は、日常業務を行なううえで必要不可欠なものとなってきた。

本書は昭和45年3月に刊行された「銀行員のための証券入門」が初版である。その後53年1月、第1回目の改訂がなされたが、爾来5年を経過したため、このたび旧版を改訂し、この間の情勢の変化をできる限り盛り込み「銀行の証券業務」として本書の発行に踏み切ったしだいである。

執筆は、三井銀行証券部ならびに国際金融部員の手によるものであるが、本書が多くの銀行員の皆さまにとって、証券に関する基本知識の習得と日常の業務活動の一助となれば幸甚である。

最後に本書出版にあたり、終始お世話下さった金融財政出版事業部土田拓生氏、野川正和氏をはじめ関係各位のご好意に対し、厚く謝意を表するしだいである。

昭和57年3月

三井銀行証券部長 樋口 穰二

目 次

はしがき.....編 者

第1章 金融と証券の役割 1

I モノの流れとカネの流れ 2

1 貨幣の産業的流通と金融的流通 2

2 経済各部門間の資金過不足 3

II 日本の金融構造 5

1 直接金融と間接金融 5

2 間接金融優位の金融構造 7

(1) 間接金融の優位性 7

(2) 間接金融優位の要因 8

(3) 今後の展望 9

III 証券と証券市場10

1 証券の分類11

2 証券の歴史11

(1) 欧米における沿革11

(2) わが国における沿革12

3 資金調達手段としての証券15

(1) 財政資金調達手段としての証券15

(2) 産業資金調達手段としての証券15

(3) 証券による企業金融17

4 証券市場19

(1) 発行市場と流通市場19

(2) 市場の構成者20

IV 金利自由化と銀行経営20

1 金利自由化の意味と必要性21

(1) 金利自由化の要因21

(2) 金利自由化の必要性24

2 金利自由化の進展25

(1) インターバンク市場	25
(2) 現先市場	25
(3) N C D (譲渡性預金) 市場	26
(4) 債券(長期債) 市場	26
(5) その他の自由化の動き	27
3 金利自由化の今後の課題	28
(1) 預・貸金利の自由化	29
(2) 長期国債の公募入札と T B 市場の創設	29
(3) A L M の重要性	31
V 金融・証券の国際化	32
1 円の国際化と金融・証券市場の国際化	34
2 円の国際化と金融政策	36
 第2章 短期金融市場	 39
I 短期金融市場の現状	40
1 急拡大する短期金融市場	40
2 短期金融市場の整備	41
(1) 短期金融市場自由化の進展	41
(2) 各種金利の裁定取引の進捗	43
II コール市場	44
1 コール市場とその参加者	44
2 コール取引の種類	45
(1) 半日物	45
(2) 無条件物	46
(3) 期日物	46
3 コール取引の担保	46
4 コールレート	47
III 手形売買市場	48
1 手形売買市場とその参加者	48
2 手形売買取引の種類と売買対象	48
3 手形売買レート	49
IV 現先市場	49
1 現先とは	49
2 現先市場の規模と仕組み	50
3 現先取引のルール	51

4	現先市場の構成員と参加の動機	53
5	現先レート	54
6	現先取引の問題点	55
7	現先取引の計算	56
V	NCD市場	58
1	NCDとは	58
2	NCDの発行条件	59
3	NCDの発行状況	60
4	NCDの金利	60
5	NCDの流通取扱いと今後の課題	61
(1)	NCD流通取扱いの実際	61
(2)	譲渡に関する計算	62
(3)	NCDと現先との比較	63
(4)	今後の課題	63
VI	短期金融市場の課題と展望	64
1	金利裁定の制約要因	64
(1)	現先市場における制約要因	64
(2)	NCD市場における制約要因	65
(3)	超短期金融市場における制約要因	65
(4)	内外金利裁定上の制約要因	66
2	政府短期証券(TB)市場	66
(1)	TBとは	66
(2)	TBの発行形態	66
(3)	TB市場形成上の問題点	67
(4)	TB市中売却	68
(5)	期近債市場の出現	68
3	CP市場	69
(1)	CPとは	69
(2)	CP導入の問題点	70
	第3章 株 式	71
I	株 式	72
1	株式とは	72
2	株式の種類	73
(1)	普通株	73

(2) 特殊株	73
(3) その他の分類	75
3 新商法と株式制度	76
(1) 株式の単位の引上げ	77
(2) 額面株式と無額面株式の接近	77
(3) 自己株規制と株式の相互保有規制	78
II 株式の発行市場	80
1 株式の発行	80
(1) 株式発行とは	80
(2) 株式発行の目的	81
2 発行市場の仕組み	82
(1) 発行市場の構成要素	82
(2) 募集の形態	83
3 新株発行の形態	84
4 時価発行（公募）増資	86
(1) 時価発行の種類	86
(2) 時価発行増資のメリット	86
(3) 時価発行増資の問題点	88
III 株式の流通市場	93
1 株式の流通市場とは	93
2 証券取引所の組織と運営	93
(1) 証券取引所の組織と会員	93
(2) 有価証券の上場	100
(3) 上場廃止と売買停止	101
IV 株式の売買	101
1 取引所取引と店頭取引	101
2 証券取引所における売買	102
(1) 売買仕法	103
(2) 代金と株券の授受	104
3 信用取引	105
V 株価動向の見方	107
1 株式の投資価値	107
2 株式の投資尺度	108
(1) 利回り	108
(2) 株価収益率	110
(3) 株価純資産倍率	110

(4) 株価キャッシュフロー率	111
3 非上場会社の株価算定	111
4 株価の指標	112
5 株価の変動要因	114
(1) 市場外部要因	114
(2) 市場内部要因	115
6 企業の見方	115
(1) 質的分析	116
(2) 量的分析	116
VI 預託証券	118
1 預託証券（DR）とは	118
2 預託証券の種類	120
(1) 預託証券の特徴	120
(2) ADRの二つのタイプ	121
3 預託証券の発行	123
(1) 発行のメカニズム	123
(2) 預託証券の機能	124
4 日本企業の預託証券発行状況	125
第4章 公 社 債	127
I 公社債の概念と種類	128
1 公社債とは	128
2 公社債の種類	129
(1) 発行者による分類	129
(2) その他の分類	135
3 公社債の発行形態	137
(1) 直接募集	137
(2) 売出發行	138
(3) 委託募集	138
(4) 請負募集	139
(5) 総額引受け	139
4 受託と引受け	140
(1) 受 託	140
(2) 引 受 け	140
5 公社債の引受機構	141

6	公社債の利回り	143
(1)	応募者利回り	143
(2)	発行者利回り	145
II	公社債市場	146
1	公社債市場の現状	146
(1)	発行市場	147
(2)	流通市場	152
2	公社債市場の今後の課題	154
3	公社債関係法の調整問題	155
III	公共債	157
1	国債	157
(1)	国債の発行	157
(2)	発行条件	161
(3)	消化構造	163
(4)	国債の個人消化	164
(5)	流通市場	164
(6)	国債管理政策	165
2	地方債	167
(1)	地方債の制度	167
(2)	地方債計画	170
(3)	地方債と民間資金	170
(4)	市場公募地方債	170
(5)	縁故地方債	172
3	公社公団債	173
IV	社債	175
1	普通社債	175
(1)	商法の法規制	175
(2)	発行形態と格付	176
(3)	社債の償還	180
2	私募債	181
(1)	私募債の発行形態	181
(2)	私募債による資金調達の意味	182
V	転換社債	183
1	転換社債とは	183
(1)	株式と社債の接近	183
(2)	転換社債の歴史	184

2	普通社債との相違	185
3	転換社債の発行と転換	186
(1)	発行基準	186
(2)	転換の3条件	190
(3)	転換価額の決定と調整	191
(4)	転換社債の価格形成	192
(5)	利率および償還方法	193
4	留保物件付無担保転換社債	194
5	完全無担保転換社債	195
VI	新株引受権付社債	197
1	新株引受権付社債とは	197
(1)	新しい資金調達方法	197
(2)	商法の法規制	197
2	新株引受権付社債の機能	198
(1)	新株引受権付社債と転換社債との相違	198
(2)	新株引受権付社債のメリット・デメリット	199
3	新株引受権付社債の発行	200
(1)	適債基準	200
(2)	発行要項	201
VII	円建外債	203
1	円建外債とは	203
(1)	内外資本交流の場合	203
(2)	円建外債市場の拡大	203
2	公募円建外債	204
3	私募円建外債	206
VIII	外債	208
第5章 銀行と証券業務		211
I	銀行証券業務の概要	212
(1)	受託業務	212
(2)	証券投資業務	212
(3)	証券売買業務	213
(4)	引受業務	213
(5)	証券代理業務	213
II	銀行法改正と銀行の証券業務	213

1	銀行法改正の背景	213
2	銀行法改正の経緯	214
3	新銀行法下での銀行の証券業務の内容	216
4	証券取引法の関連規定	219
III	窓販・ディーリング問題	221
IV	証券会社の業務	222
1	証券会社の概要	222
(1)	証券会社とは	222
(2)	証券会社と免許制度	223
(3)	免許制度の内容	225
2	証券会社の現況	228
(1)	全国証券会社数、資本金の推移	228
(2)	証券会社の決算	229
3	証券会社の業務	230
(1)	売買業務	231
(2)	引受け・分売業務	232
(3)	その他の業務	232
(4)	業務機能の分化とその必要性	233
4	証券会社の取扱商品	234
V	投資信託	236
1	投資信託の仕組み	236
(1)	組織形態	238
(2)	運用対象債券	238
(3)	基金の追加の可否	238
(4)	換金方法	238
2	投資信託の問題点と今後の方向	238
VI	証券外務員制度	239
	第6章 銀行の有価証券投資業務	243
I	有価証券投資の意義と目的	244
1	有価証券投資の意義	244
2	有価証券投資の目的	245
(1)	外部負債に対する支払準備としての投資	245
(2)	運用目的の投資	246
(3)	銀行の取引対策の手段としての投資	246

(4) 銀行の公共的性格としての投資	246
(5) 資産と負債の総合管理	247
3 有価証券保有の現状	248
(1) 保有有価証券の種類	248
(2) 保有有価証券の地位	251
(3) 銀行の有価証券投資の特徴	251
II 株式投資	254
1 株式投資の現状	254
2 株式投資の動機	255
3 株式投資の方法	256
(1) 株式の引受けまたは応募による取得	257
(2) 株式の買入れによる取得	258
(3) その他特殊な方法による株式の取得	258
III 公社債投資	259
1 公共債投資の現状	259
(1) 公共債投資	259
(2) 金融債投資	259
(3) 事業債投資	260
2 公社債投資の方法	260
(1) 引受けまたは応募による取得	260
(2) 買入れによる取得	263
(3) 保有公社債の期末評価	264
IV 保有有価証券の運用および売却	264
1 日本銀行借入金の担保	264
2 コールマネーの担保	265
3 その他の運用	265
4 保有有価証券の売却	265
(1) 一般市中売却	265
(2) 日銀の買オペレーションに対する売却	267
V 貸付有価証券	268
1 貸付有価証券とは	268
2 貸付有価証券の利用形態	268
3 貸付の形態	268

第7章 銀行の社債受託業務	271
Ⅰ 社債の募集の受託業務	272
1 受託会社の性格	272
2 受託会社の権限	274
Ⅱ 社債の担保の受託業務	275
1 担保付社債信託の意義および仕組み	275
2 担保の受託会社の役割	277
3 社債の担保	277
(1) 質 権	278
(2) 抵 当 権	278
(3) 財団抵当	278
4 企業担保	281
5 抵当権の順位の変更	283
6 社債担保の変更	284
Ⅲ 銀行の社債受託業務のあり方	284
1 起債の中間的媒介機関としての機能	285
2 発行事務の専門的代行機関としての機能	286
3 社債権者保護の機能	286
第8章 外債と国際証券業務	289
Ⅰ 外 債	290
1 外債発行の歴史	290
(1) 米国市場	290
(2) ユーロ市場の発展	290
(3) ドイツ・スイス市場の登場	291
(4) 外債発行の届出制	291
2 最近の外債発行状況	293
3 外債の発行方法	294
(1) 発行基準	294
(2) 法的規制	296
(3) 外債の種類	301
(4) 発行市場	302
(5) 募集方法および発行条件	306

(6) 発行手続	317
4 外債発行の留意点	321
(1) 為替リスク	321
(2) 株式への影響（転換社債の場合）	322
II 預託証券の副受託業務	331
1 副受託業務と常任代理人業務	331
2 副受託機関の業務	331
(1) 株券の受渡しおよび保管	332
(2) 株式の名義書換	332
(3) 配当、無償交付および新株引受権等の処理	332
(4) 租税条約上の諸手続	333
(5) 議決権等の株主権の保全および代行	333
(6) 株主あての諸通知	333
(7) 改正外為法による諸手続	334
III 国際証券業務と銀行の役割	335
(1) 発行までの銀行の役割（国内本支店）	335
(2) 発行における銀行の役割	335
(3) 発行後の銀行の役割	337
 第9章 銀行の証券代理業務	 339
I 証券代理業務	340
1 株式払込金受入代理事務	340
(1) 株式払込取扱に関する法規定	340
(2) 株式払込金受入事務	341
2 株式配当金支払代理事務	342
(1) 配当金支払の方法	342
(2) 配当金支払事務	343
II その他の業務	344
1 公社債元利金支払代理事務	344
(1) 公社債元利金支払方法	345
(2) 公社債元利金支払事務	347
2 社債登録事務	349
(1) 社債登録制度	349
(2) 登録機関	349
(3) 登録請求の種類	350

(4) 償還または買入れによる登録抹消	351
(5) 登録事務手続	351
(6) 登録債の元利金支払	352
(7) 短資取引代用証書	352
3 国債代理事務	353
(1) 国債代理店契約	353
(2) 国債元利金支払方法	353
(3) 国債元利金支払事務	354
4 保護預り業務	355
(1) 披封預り	355
(2) 封緘預り	355
(3) 貸金庫	355
(4) 国債振替決済制度	356
第10章 証券税制	357
I 株式投資の税金	358
1 法人の株式投資の税金	358
(1) 受取配当金の益金不算入制度	358
(2) その他受取配当金に対する所得税源泉徴収金額の控除	359
(3) 株式の売買損益に対する課税	359
(4) 有価証券取引税	360
2 個人の株式投資の税金	360
(1) 株式を購入した場合	360
(2) 配当金を受け取った場合	360
(3) 株式を売却した場合	361
II 公社債投資の税金	363
1 法人の公社債投資の税金	363
(1) 利付債の場合	363
(2) 割引債の場合	363
(3) 公社債を売却した場合	364
2 個人の公社債投資の税金	364
(1) 利付債の利子所得の場合	364
(2) 割引債の場合	365
(3) 公社債を売却した場合	365
III グリーンカード制度	366